**ひとり親家庭高等職業訓練促進資金**

**【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について】**

○秋田県内の各自治体が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）をお貸しします。

○養成機関での課程修了後、１年以内に秋田県内において取得した資格を生かして就職し、その業務に５年間従事した場合に訓練促進資金の返還が免除されます。

**１　制度の目的**

就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、訓練促進資金を貸し付けることにより、資格取得と自立の促進を図るもの。

**２　貸付対象者**

１　次の要件をすべて満たす方

①　母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「給付金」という。）の支給を受ける者。

②　秋田県内に住民登録をしている者

③　養成機関での課程修了後、秋田県内において返還免除対象業務に従事しようとする者。

　　④　他の都道府県の訓練促進資金を借り受けていない方（過去に借り受けた方も含む）。

（秋田県内に居住し、リモートワーク等による業務に従事することも含む）

　2　給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために

　　養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、平成30年4月1日より次のとおり。

　　①　入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関

　　　の入学時において改めて貸付けは行わない。

　　②　就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けは行わないこととし、

　　　看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において貸付けを行う。

【貸付対象外となる例**】**

※貸付後に、次の制度による給付金又は貸付金を受給していたことが判明した場合は、返還となりますのでご注意ください。

**◆　入学準備金の貸付けを受ける場合**

　　○　雇用保険制度の一環として行われる教育訓練給付制度（申請先：公共職業安定所）

**・一般教育訓練給付金　　・特定一般教育訓練給付金　　・専門実践教育訓練給付金**

**○**母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に必要な技術を身につけるため、厚生労働省が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を助成する制度（申請先：各福祉事務所）

**・自立支援教育訓練給付金**

**○**養成施設に在学し、卒業後に資格登録した上で、秋田県内で専門の業務に従事する意思のある者に対し、無利子の修学資金を貸与する制度（申請先：秋田県社会福祉協議会）

**・介護福祉士等修学資金貸付金　　・保育士修学資金貸付金**

**◆　就職準備金の貸付けを受ける場合**

**・介護福祉士等修学資金貸付金　　・保育士修学資金貸付金**

◆　その他

　　・入学準備金の受給者が養成機関での修業終了時までに給付金の受給対象でなくなった場合

　　　※その他の理由でも、審査の結果により貸付対象外となる場合があります。

**３　貸付金の種類、貸付額**

**１　入学準備金　貸付額：５００,０００円以内（一括交付）**

給付金の支給を受けている者（一部併用不可の制度あり）

**２　就職準備金　貸付額：２００,０００円以内（一括交付）**

養成機関の課程を修了し、資格を取得した者。

**貸付利子**連帯保証人を立てる場合…無利子

　　　　　　　　連帯保証人を立てない場合…貸付利子１．０％

**４　貸付決定・契約・送金までの流れ**

①　相　談

⇒申請者は、給付金を受けている自治体にて訓練促進資金の貸付けについて相談

する。

**⇒**申請書と必要書類を添付し、給付金を受けている自治体を経由して秋田県社会

②申請書類の提出

福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出する。

③　審　査

**⇒**県社協において提出書類を確認し、貸付けの可否について審査します。

　　　　　　　　　　　⇒県社協から、貸付けの可否について、申請者及び連帯保証人に郵送で通知します。

④貸付決定

　　　　　　　　　　　　※審査の結果により貸付けできない場合もあります。

　　　　　　　　　　　　貸付けが承認された申請者には、県社協から**契約書等の書類**が郵送されます。

⑤契約書の提出

**⇒契約書（収入印紙貼付け必要）や印鑑登録証明書等の必要書類を県社協に提出**

**する。**

⑥貸付金の交付

**⇒**県社協に必要書類が到着後、契約書等の記載内容に不備がなければ、貸付金を

　　　　　　　　　　　　指定口座に一括送金します。

　　　　　　　　　　　⇒貸付終了後に必要な添付書類を用意し、返還猶予申請を行います。

⑦返還猶予申請

⇒５年間の業務従事終了後に必要な添付書類を用意し、返還免除申請を行います。

⑧返還免除申請

**※書類の提出については、その都度県社協から依頼します。**

**５　貸付中～返還猶予、免除申請**

|  |  |
| --- | --- |
| 入学準備金　借受人 | 就職準備金　借受人 |
| 【在学中】在学していることの確認  ４月、７月、１０月、１月に、**在学証明書**を提出。 | 【貸付契約書の取り交わし後】  **・返還猶予申請書**  **・業務従事届**を提出。 |
| 【卒業時】状況確認書類の提出  ４月下旬までに  **・返還猶予申請書**  **・卒業証書又は証明書の写し**  **・資格取得を確認できる書類（合格通知等）※**  **・業務従事届**　を提出。  ※免許証が届き次第、写しを提出。 |
| 【就業期間】  ・就職後５年間は、**業務従事届**を４月下旬までに提出し、就業の状況を報告します。  ・離職した（する）場合は、離職までの在職期間等を申告していただくため、  **従事期間証明書**の提出が必要となりますので一度ご連絡ください。  ・求職活動を行う場合、一定条件のもとに就業継続期間とみなされる場合がありますので  事前にご相談ください。 | |
| 【５年間の業務従事終了後】  　・返還免除申請書  　・業務従事期間証明書　を提出 | |

|  |
| --- |
| **【注意事項】**  **※返還免除申請が認められる就労時間は、週２０時間以上 の就労となります。**  **毎年、県社協から各手続きに必要な書類提出のお願いを郵送しますので、所定の様式を期日までに提出してください。**  **※提出期間を過ぎた場合、書類提出の督促を行います。督促されても提出がない場合は、業務従事等の報告及び借受人の責務に反すると判断し、返還開始の手続きに移る場合もありますので御留意ください。**  **※引越しなどで住所が変更になっている場合は、郵便が届きませんので、必ず御連絡ください。** |

問い合わせ先：秋田県社会福祉協議会　地域福祉・生きがい振興部　地域福祉担当

　　　　　　　☎**018-864-2714**　FAX018-864-2742

　　　　　　　　　　E-mail:　**chiiki@akitakenshakyo.or.jp**

**（休日や時間帯を気にせずメールにて問合せ・連絡できます。回答は平日の日中となります。）**